

第3号議案

第3次府中市学校教育プランについて

上記の議案を提出する。

令和4年1月20日

提出者 教育長 酒 井 泰

第3次府中市学校教育プランについて

第3次府中市学校教育プランについて、別紙のとおり決定する。

第3次府中市学校教育プラン

令和4年度（2022年度）～令和11年度（2029年度）

令和4年（2022年）1月

府中市教育委員会

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
第1節 計画策定の経緯	2
第2節 本市における計画の体系	3
第2章 学校教育を取り巻く状況	5
第1節 教育に関する主な動向	6
第2節 国や東京都の計画	6
第3節 本市の現状	7
第3章 第3次府中市学校教育プランの基本的な考え方	11
第1節 基本理念・目指す人間像	12
第2節 施策の体系	13
第3節 施策推進の視点と取組の関係	14
第4節 本プランの計画期間	18
第4章 施策と取組 令和4年度(2022年度)～令和7年度(2025年度)	19
施策1 社会を主体的・創造的によりよく生きる力の育成	20
施策2 学びの機会を保障するための支援の充実	38
施策3 子供の学びを支える教育環境の充実	44
第5章 計画の推進と進行管理	53
第1節 連携・協力体制	54
第2節 計画の進行管理(点検・評価の実施)	54
第6章 参考資料	55

第1章

計画の策定に当たって

第1節 計画策定の経緯

本市教育委員会では、平成15年（2003年）1月に、高度情報化や国際化などの社会変化に対応するため、本市の教育の基本理念と施策の方向性を示すものとして、平成15年度（2003年度）から平成25年度（2013年度）までを計画期間とした「府中市学校教育プラン21」を策定しました。

その後、平成18年（2006年）12月に教育基本法が改正され、同法第17条第2項において、地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないことが規定されたことから、学校教育における教育振興基本計画として同プランを位置付けました。

また、平成26年（2014年）1月には、「生きる力」を身に付けた児童・生徒を育むことを目指し、教育の直面する課題や問題の解決に取り組むため、平成26年度（2014年度）から令和3年度（2021年度）までの「第2次府中市学校教育プラン」を策定し、主要な学校教育の施策の方向性を示しました。

この「第2次府中市学校教育プラン」の計画期間が、令和3年度（2021年度）で終了しますが、この間、情報通信技術の進展や新型コロナウイルス感染症への対応等、急速な社会変化が起きる中、教育を取り巻く環境も大きく変化しました。また、新しい学習指導要領に基づく教育も全面実施されるなど、変わりゆく社会情勢に的確に対応しつつ、本市教育委員会として目指す基本理念や取組を、学校教育関係者を始め、保護者や地域の皆様に示すことにより、一体となって子供たちを育成していくことを目的に、この度「第3次府中市学校教育プラン」を策定しました。

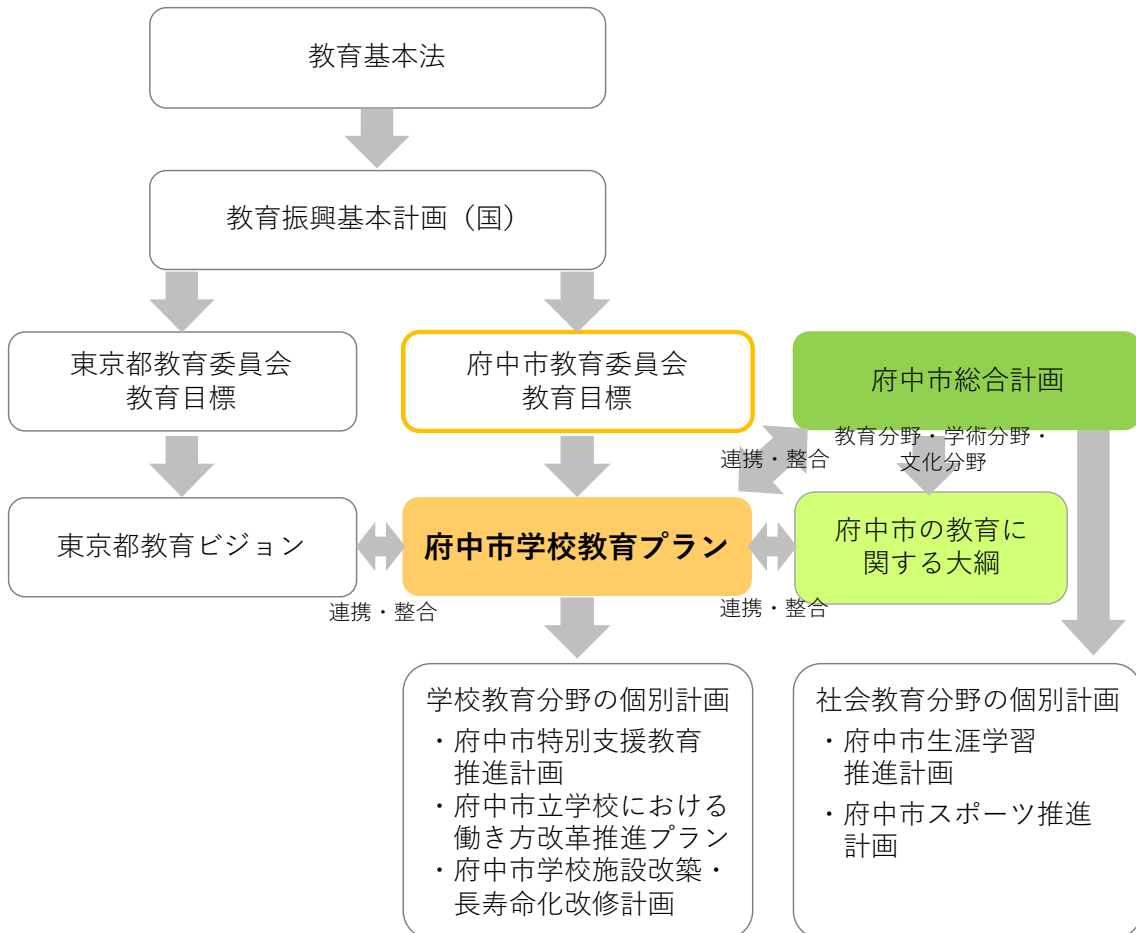
第2節 本市における計画の体系

本市教育委員会では、平成28年（2016年）1月に中長期的な目標として、「府中市教育委員会の教育目標」を設定しています。この目標を達成するため、教育行政の方向性を示し、具体的な取組をまとめて教育振興基本計画として策定したものが本プランです。

また、市長部局では、市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針を定めた「府中市総合計画」を策定しています。その中で、教育、学術及び文化の各分野の主旨を取りまとめ、これらの振興に関する総合的な施策の大綱として「府中市の教育に関する大綱」を策定しています。

なお、教育分野の施策展開に当たっては、これらの計画等と基本的な方針を共有し、連携や整合を図りながら、より実効性の高い施策展開を行っていきます。

図 本プランの位置付けイメージ



第2章

学校教育を取り巻く状況

第1節 教育に関する主な動向

近年の教育関係法令や制度等の改正の概要は、次のとおりです。

年	概要
平成 28 年（2016 年）	教員の養成・採用・研修一体改革
平成 29 年（2017 年）	学校運営協議会設置の努力義務化、地域と学校の連携・協働体制の整備 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員の制度化 学習指導要領改訂の告示（育成を目指す資質・能力を三つの柱で整理、社会に開かれた教育課程の実現）
平成 31 年・令和元年（2019 年）	学校教育の情報化の推進に関する法律の施行（GIGA スクール構想や、デジタル教科書の制度化）

第2節 国や東京都の計画

国では、平成 18 年（2006 年）12 月に、教育の目的及び理念並びに教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにするため、教育基本法が改正されました。また、平成 30 年（2018 年）6 月には、平成 30 年度（2018 年度）から令和 4 年度（2022 年度）までを計画期間とする「第 3 期教育振興基本計画」が策定され、第 2 期教育振興基本計画の「自立」、「協働」、「創造」の 3 つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、令和 12 年（2030 年）以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示しています。

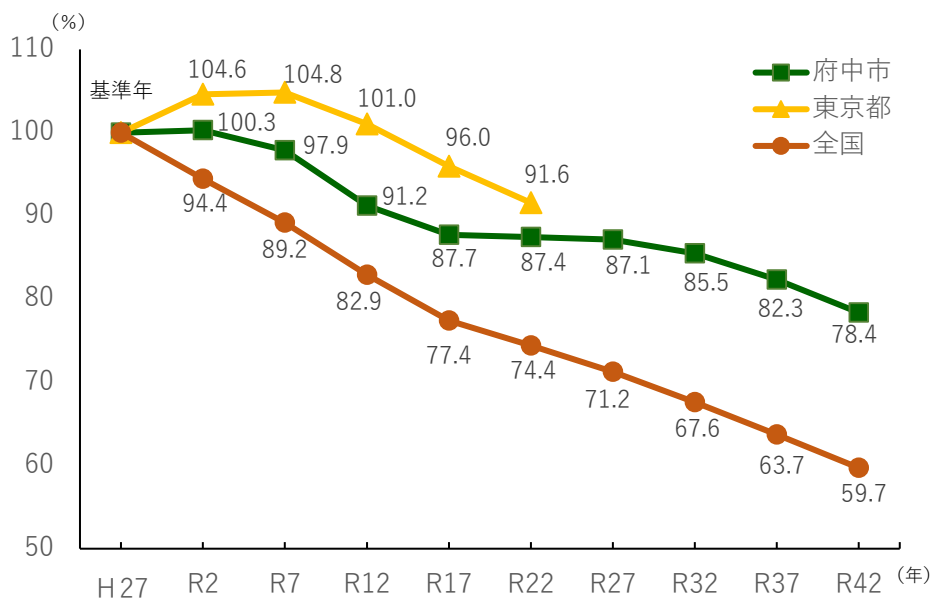
東京都教育委員会では、平成 31 年（2019 年）3 月に、東京都教育振興基本計画として、「東京都教育ビジョン（第 4 次）」を策定し、平成 31 年度（2019 年度）から令和 5 年度（2023 年度）までに取り組むべき基本的な方針と、その施策展開の方向性を示しています。加えて、東京が目指すべき教育を示した「東京都教育施策大綱」を、令和 3 年（2021 年）3 月に策定しています。

第3節 本市の現状

1 児童・生徒数の推移

本市の児童・生徒数は、昭和56年（1981年）の25,397人をピークに減少傾向で推移していましたが、平成12年（2000年）から微増傾向となり、令和2年（2020年）時点は19,332人で、ピーク時の76パーセントとなっています。また、5歳から14歳までの将来人口推計では、全国、東京都、府中市いずれも減少傾向にあります。しかしながら、市の中心部では、児童・生徒数の更なる増加が見込まれる学校がある一方、児童・生徒数が少ない学校では更に減少が見込まれるなど、学校ごとの児童・生徒数の差が拡大していくと予測しています。

参考 平成27年度（2015年度）を基準年とした5歳から14歳までの将来人口推計



出典：「府中市学校施設改築・長寿命化改修計画」令和2年（2020年）2月

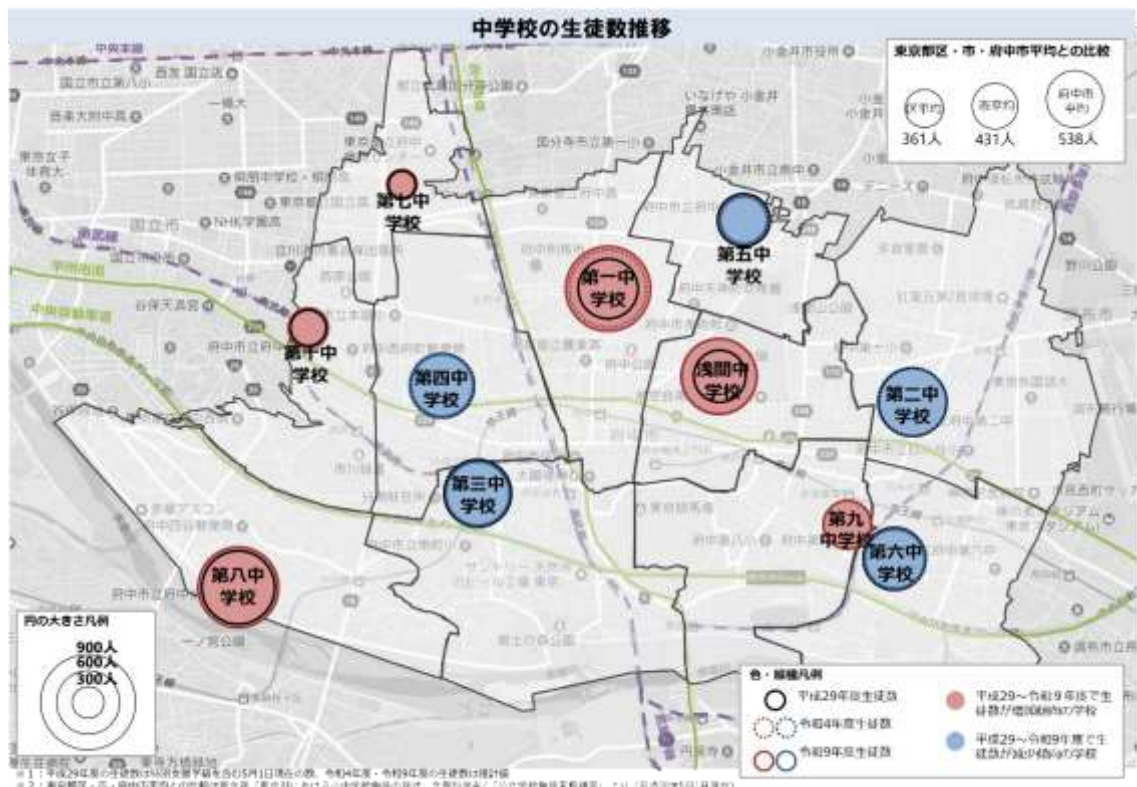
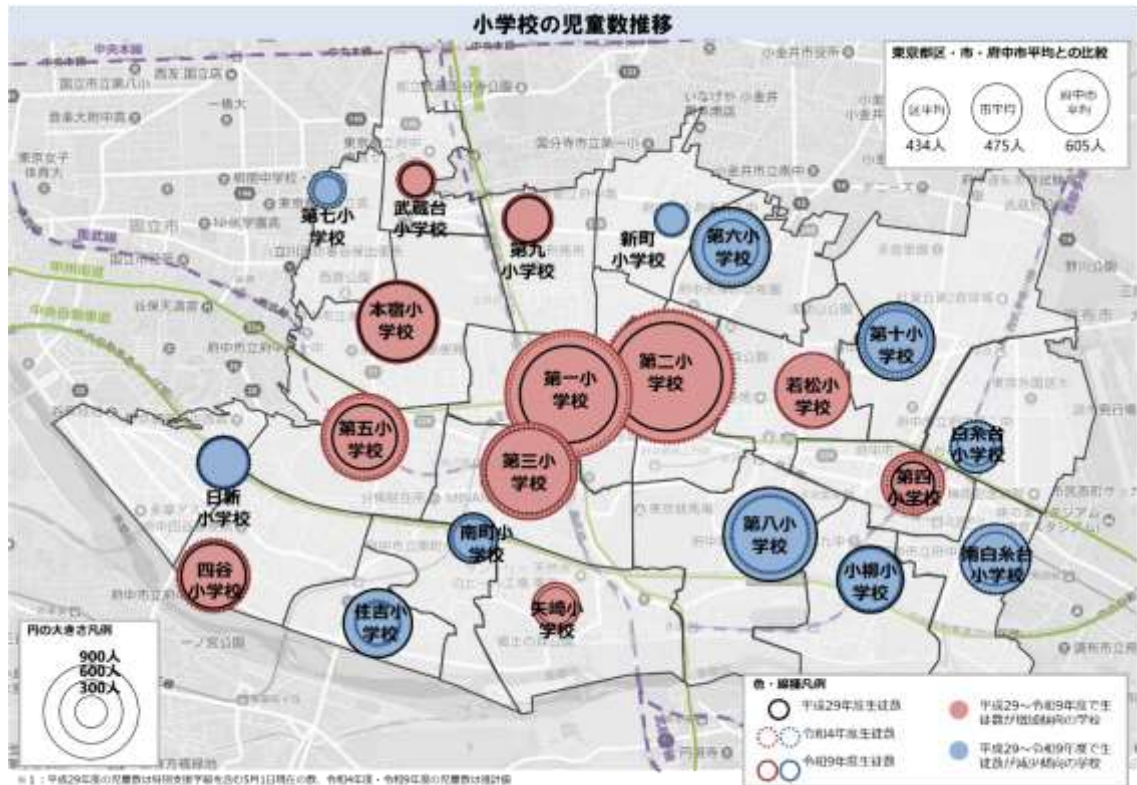
全 国「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

東京都「東京都男女年齢（5歳階級）別人口の予測（平成29年度）」（東京都）

※ 令和2年（2020年）7月現在、東京都が公開中の推計は令和22年度（2040年度）までとなります。

府中市「府中市人口ビジョン及び府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年度）」（府中市）

参考 府中市立小・中学校の児童・生徒数の現状及び将来推計



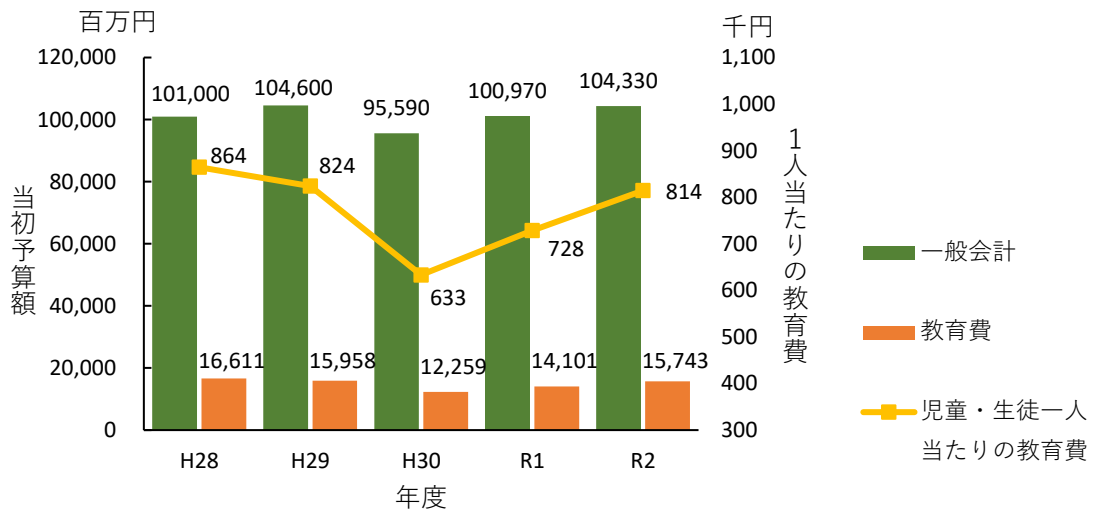
出典：「府中市学校施設改築・長寿命化改修計画」令和2年（2020年）2月

2 歳出予算額と教育費の推移

本市における一般会計当初予算の歳出予算額は、近年は約 1,000 億円前後で推移しており、そのうち教育費は約 150 億円（約 15 パーセント）程度で推移しています。また、児童・生徒一人当たりの教育費は、平成 28 年（2016 年）から 5 年間の平均で見ると、約 77 万円となっています。

今後、少子高齢化が進行し、生産年齢人口の減少に伴う市税の逡減、社会保障関係経費の増大が進むことが予想されます。あわせて、公共施設の老朽化に伴う改修等の費用の増大や、防災・減災、感染症対策等も必要となるため、限られた財源の下での効果的な教育行政の運営が求められます。

参考 本市の一般会計歳出予算額の推移



出典：府中市調べ

第3章

第3次府中市学校教育プランの 基本的な考え方

第1節 基本理念・目指す人間像

本市教育委員会では、子供たちが心身ともに健康で知性や感性を磨き、道徳心を育み、体力を向上し、人間性豊かに成長することを願い、「他者も自分も大切にする、思いやりと規範意識のある人」、「社会の一員としての自覚を持ち、社会に貢献しようとする人」、また、「自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人」の育成に向けた取組を推進していくことを、教育目標として掲げています。

また、近年は、グローバル化や急速な情報化の進展、新型コロナウイルス感染症の流行など、社会の変化が複雑で予測困難となっているとともに、様々な課題に対して決まった答えがない世の中となっています。このような時代を生きる子供たちには、変化の激しい社会の中でも感性を豊かに働かせ、試行錯誤しながらよりよく問題を解決する資質・能力や、伝統や文化を尊重しつつ、多様な他者と協働しながら目標に向かって挑戦する力が求められます。

これらを踏まえ、今後8年間の学校教育の方向性を明確にするため、本プランの基本理念と目指す人間像を次のとおり定めます。

基本理念

全ての子供が、人格の完成に向け、ふるさと府中に誇りを持ち、知性や感性を磨き、豊かな人間性を備え、心身ともに健康に成長していくために、教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関が相互に連携、協力、役割分担、支援しながら子供たちの育成を担っていきます。

目指す人間像

【人権感覚と規範意識】

他者も自分も大切にする、思いやりと規範意識のある人

【社会的な資質・能力】

社会の一員としての自覚を持ち、社会に貢献しようとする人

【確かな学力】

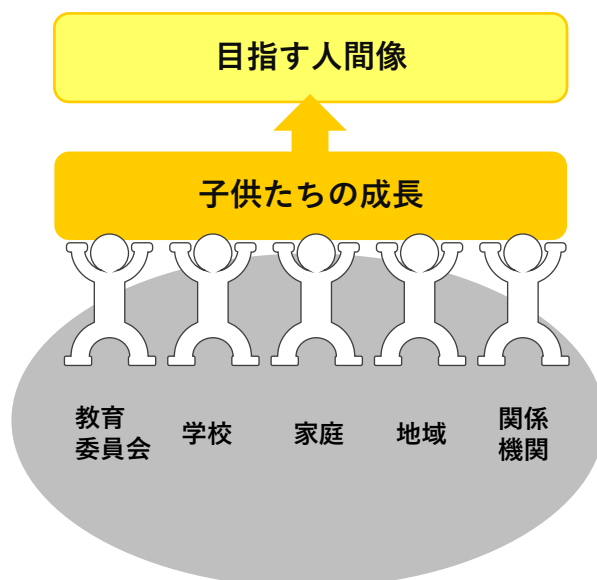
自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人

第2節 施策の体系

目指す人間像に向けて子供たちを育成していくためには、教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関など、様々な関係者が一体となり、取組を推進していく必要があります。

本プランでは、本市教育委員会の取組を次のように3つの施策に体系化し、共有していきます。

- **施策1 社会を主体的・創造的によりよく生きる力の育成**
子供たちがこれからの時代に求められる資質や能力を身に付けるための取組をまとめています。
- **施策2 学びの機会を保障するための支援の充実**
誰一人取り残すことのない教育を実現していくため、教育相談や経済的な支援等の取組をまとめています。
- **施策3 子供の学びを支える教育環境の充実**
小・中学校や教育関連施設の管理や運営などの取組をまとめています。



様々な立場・視点から
連携・協力しながら子供たちを育成

第3節 施策推進の視点と取組の関係

各施策を横断的に展開していくに当たり、次の5つの視点を大切に、各種施策を展開していきます。

1 人間尊重の精神を基調

全ての施策において、他者を価値のある存在として尊重し、多様性を認め合う態度のかん養や、いかなる差別やいじめも決して許さないという人権尊重の精神の育成を目指します。

例えば、子供たちが互いの人格を尊重し、思いやりの心を持って他の人と関わることができるよう、人権教育や道徳教育を推進するとともに、いじめの防止に向けた取組を徹底します。また、全ての子供が教育機会を保障されるよう、セーフティネットの構築や教育環境の整備を進めます。

2 全ての子供が共に教育を受けられる多様な学びの場の充実と整備

全ての子供が自分のよさや可能性を認識し、一人一人の障害や特性に応じた多様な学びの場の充実を図るとともに、可能な限り共に教育を受けられるよう、より一層の指導の充実と整備を行います。

例えば、特別支援教育の取組を進めたり、不登校支援を充実させたりするなど、各種取組を推進します。また、校舎改築の際には、バリアフリーに配慮した教育環境の整備を進めていきます。

3 家庭・地域・関係機関等との連携

子供たちを育成するためには、学校だけでなく、地域や家庭、関係機関等との連携や、協働して取り組むことが不可欠であることから、全ての施策において、地域や家庭、関係機関等と連携した魅力ある学校づくりのための取組を示しています。

例えば、学校運営において、各種支援員などの人材活用や、地域資源を活用した教材作成、課題を抱える子供や保護者に切れ目のない支援を行うための福祉部局や関係機関等との連携を推進します。また、コミュニティ・スクールの取組を進めていきます。

4 ICT 活用の推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う学校の臨時休業措置などの影響を受け、学校において ICT 環境の整備が急速に進み、令和2年度（2020年度）には、児童・生徒一人1台端末の整備や校内高速通信ネットワークの整備が実現しました。

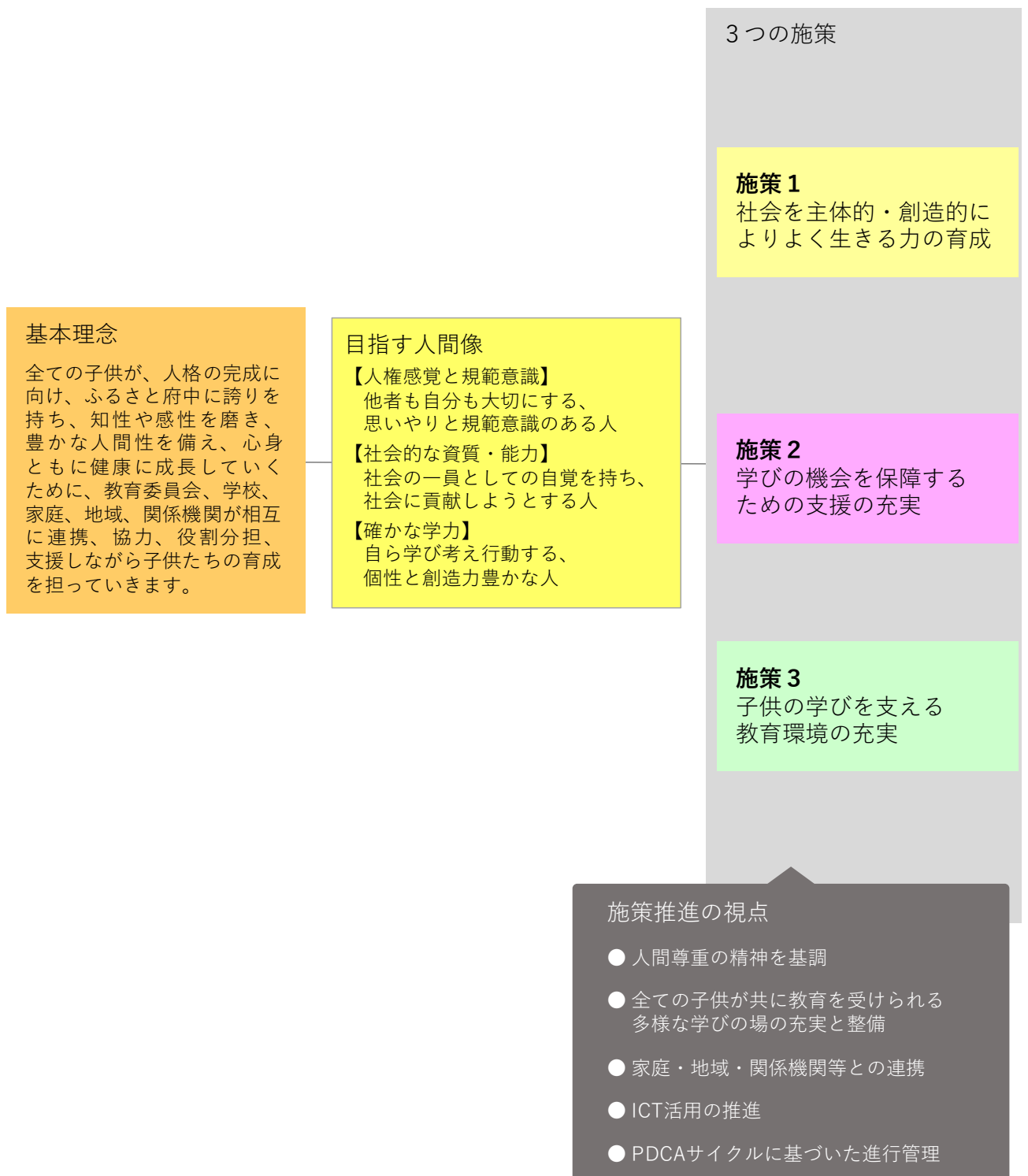
今後も ICT を活用した指導を加速させ、これまで以上に児童・生徒一人一人の特性や学習到達度等に応じた学びを実現し、子供たちが高度に情報化した社会で活躍できる力を身に付けることができるよう、全ての施策において ICT を有効活用した取組を進めます。

例えば、大型提示装置やデジタル教材などを活用した効果的な授業の実施、一人1台のタブレット端末を活用した個別最適化された学びへの活用や不登校児童・生徒への働き掛け、クラウドシステムを活用した事務の効率化による教職員の負担軽減など、あらゆる施策において活用していきます。

5 PDCA サイクルに基づいた進行管理

本プランを着実に推進していくため、PDCA サイクルに基づいた進行管理を行い、継続的に改善を図ります。そのため、本プランにおいては、新たに客観的な視点で成果を計ることができるように、目標数値の設定が可能なものに関しては、各施策において成果指標を設定します。一方で、全ての取組に対して目標数値を設定することができないため、成果指標の設定できない取組については、取組内容についての目標を設定し、引き続き自己評価を行っていきます。

図 本プランの基本理念と施策の体系図

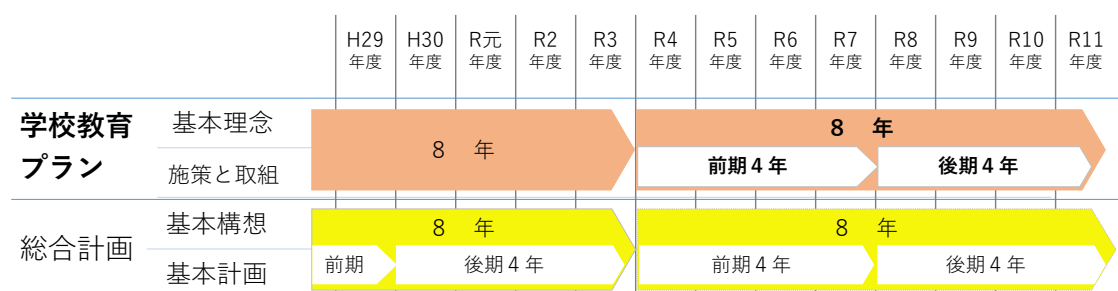


施策の方向性		主な取組
育	1 学習指導等の充実	1-1 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着 1-2 生命を大切にする心や他の人を思いやる心などを育む教育の充実 1-3 健康で安全に生活する力を育む教育 1-4 学びと育ちの視点を踏まえた義務教育9年間の教育課程と指導の充実
	2 特別支援教育の充実	2-1 学習環境の改善と整備 2-2 交流・共同学習の実施 2-3 教員の専門性の向上
	3 学校組織・人材の支援	3-1 教員の指導力向上 3-2 教員の働き方改革の推進 3-3 学校の組織力の強化 3-4 いじめ防止対策の徹底（学校における取組） 3-5 地域との連携強化
育	1 教育相談・教育支援	1-1 就学相談や教育相談の充実 1-2 個に応じたきめ細やかな支援の実施 1-3 いじめ防止対策の徹底（教育委員会における取組）
	2 学びを確保するための経済的支援	2-1 就学援助の実施 2-2 奨学金制度の実施
	3 子供の健康の管理	3-1 定期健康診断の実施 3-2 保健指導の実施
育	1 学校施設の老朽化への対応	1-1 校舎等の改築 1-2 誰もが利用しやすい学校施設の整備 1-3 地域コミュニティの拠点となる学校施設の整備 1-4 将来の人口動態に対応した学校施設の整備
	2 学校施設の整備	2-1 経年劣化に伴う大規模改修 2-2 全市的な施策として短期間で実施すべき大規模改修
	3 教育財産の管理と活用	3-1 教材等の整備 3-2 学校施設の維持管理 3-3 子供の安全と安心を支える様々な予防策 3-4 教育関連施設の管理と活用
育	4 学校給食の運営	4-1 安全・安心でおいしい給食の提供 4-2 学校給食センターの管理運営

第4節 本プランの計画期間

府中市総合計画と整合を図ることで、より一層実効性のあるものとするため、本プランは、第7次府中市総合計画(案)の計画期間に合わせ、令和4年度(2022年度)から令和11年度(2029年度)までの8年間を計画期間とします。

ただし、急速に変化する社会情勢や教育を取り巻く環境に柔軟に対応できるよう、次章で示す「施策と取組」は4年間で見直しを行うこととします。



第4章

施策と取組

令和4年度(2022年度)～令和7年度(2025年度)

施策1 社会を主体的・創造的によりよく 生きる力の育成

1 目指す姿

- 学校と地域(市民)が「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を共有し、協働し、郷土府中への誇りと愛着を持った持続可能な社会の創り手となる人材を育てています。
- 障害や心理面、学習環境面等で困難や課題を抱える児童・生徒が必要な支援を受け、個に応じた適切な教育を受けています。
- 教員の長時間労働が軽減され、児童・生徒と十分に向き合うことができます。また、教員の資質・能力の向上、外部人材の活用、地域との連携等により、「チーム学校」としての体制が充実しています。

【取組の体系】

施策の方向性

主な取組

1 学習指導等の充実

- 1-1 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着
- 1-2 生命を大切にする心や他の人を思いやる心などを育む教育の充実
- 1-3 健康で安全に生活する力を育む教育
- 1-4 学びと育ちの視点を踏まえた義務教育9年間の教育課程と指導の充実

2 特別支援教育の充実

- 2-1 学習環境の改善と整備
- 2-2 交流・共同学習の実施
- 2-3 教員の専門性の向上

3 学校組織・人材の支援

- 3-1 教員の指導力向上
- 3-2 教員の働き方改革の推進
- 3-3 学校の組織力の強化
- 3-4 いじめ防止対策の徹底(学校における取組)
- 3-5 地域との連携強化

2 現状と課題

1 学習指導等の充実

東京都教育委員会が都内の公立小学校第5学年と中学校第2学年を対象に実施している、「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果を見ると、平成27年度(2015年度)以降、中学校では全ての教科において東京都平均正答率を上回っていますが、小学校では多くの教科において東京都平均正答率を下回っています。

一方で、文部科学省が全国の小学校第6学年と中学校第3学年を対象に実施している、「全国学力・学習状況調査」の結果を見ると、平成27年度(2015年度)以降、市立学校の児童・生徒ともに全国平均正答率を上回っています。

しかし、東京都全体の結果と比較すると、各教科において、中学校では上位層(A層、B層)が多くなっていますが、小学校では下位層(C層、D層)の割合が多くなっており、児童一人一人の習熟度には差があります。

以上のことから、中学校では基礎的・基本的な知識等についてはおおむね定着しているといえますが、小学校では習熟度に差があることが課題となっています。このような現状を踏まえ、全ての児童・生徒に基礎・基本を確実に習得させるために、学校における授業の一層の工夫・改善を図るとともに、家庭教育の支援を充実させることも重要です。

第4章 施策と取組 令和4年度(2022年度)～令和7年度(2025年度)

施策1 社会を主体的・創造的によりよく生きる力の育成

表 児童・生徒の学力向上を図るための調査における東京都との平均正答率の比較

小学校 (%)						中学校 (%)							
教科	年度	H27	H28	H29	H30	R元	教科	年度	H27	H28	H29	H30	R元
国語	府中市	61.3	73.5	67.9	66.5	64.8	国語	府中市	57.5	72.5	74.5	74.2	72.4
	東京都	62.7	73.8	67.8	66.5	67.0		東京都	54.1	71.1	72.7	72.5	71.9
	都との差	-1.4	-0.3	0.1	0.0	-2.2		都との差	3.4	1.4	1.8	1.7	0.5
社会	府中市	56.3	73.0	72.4	70.8	66.2	社会	府中市	55.2	59.4	59.5	63.3	54.0
	東京都	56.8	72.4	71.1	70.2	66.3		東京都	51.9	57.8	56.5	60.3	51.1
	都との差	-0.5	0.6	1.3	0.6	-0.1		都との差	3.3	1.6	3.0	3.0	2.9
算数	府中市	62.6	59.6	60.0	50.3	56.8	数学	府中市	59.6	58.2	56.0	57.3	57.1
	東京都	63.6	62.5	61.4	53.8	60.0		東京都	56.2	56.7	53.3	53.0	54.5
	都との差	-1.0	-2.9	-1.4	-3.5	-3.2		都との差	3.4	1.5	2.7	4.3	2.6
理科	府中市	67.5	62.9	73.0	70.6	56.7	理科	府中市	50.9	55.5	58.4	55.2	49.9
	東京都	67.4	62.7	71.6	70.4	56.6		東京都	49.3	55.2	56.5	52.5	49.5
	都との差	0.1	0.2	1.4	0.2	0.1		都との差	1.6	0.3	1.9	2.7	0.4
英語	府中市	64.9	55.9	66.4	56.9	58.8	英語	府中市	64.9	55.9	66.4	56.9	58.8
	東京都	59.0	55.6	62.9	56.7	57.5		東京都	59.0	55.6	62.9	56.7	57.5
	都との差	5.9	0.3	3.5	0.2	1.3		都との差	5.9	0.3	3.5	0.2	1.3

出典：児童・生徒の学力向上を図るための調査

表 全国学力・学習状況調査における東京都・全国との平均正答率の比較

小学校 (%)			中学校 (%)		
教科	H30	(%)	教科	H30	(%)
国語A	府中市	74	国語	府中市	65
	東京都	74		東京都	65
	全国	70.7		全国	63.8
国語B	府中市	58	算数	府中市	69
	東京都	57		東京都	70
	全国	54.7		全国	66.6
算数A	府中市	68	国語B	府中市	66
	東京都	67		東京都	63
	全国	63.5		全国	61.2
算数B	府中市	55	数学A	府中市	70
	東京都	55		東京都	67
	全国	51.5		全国	66.1
理科	府中市	63	数学B	府中市	51
	東京都	62		東京都	49
	全国	60.3		全国	46.9
			理科	府中市	66
				東京都	65
				全国	66.1
			英語	府中市	61
				東京都	59
				全国	56.0

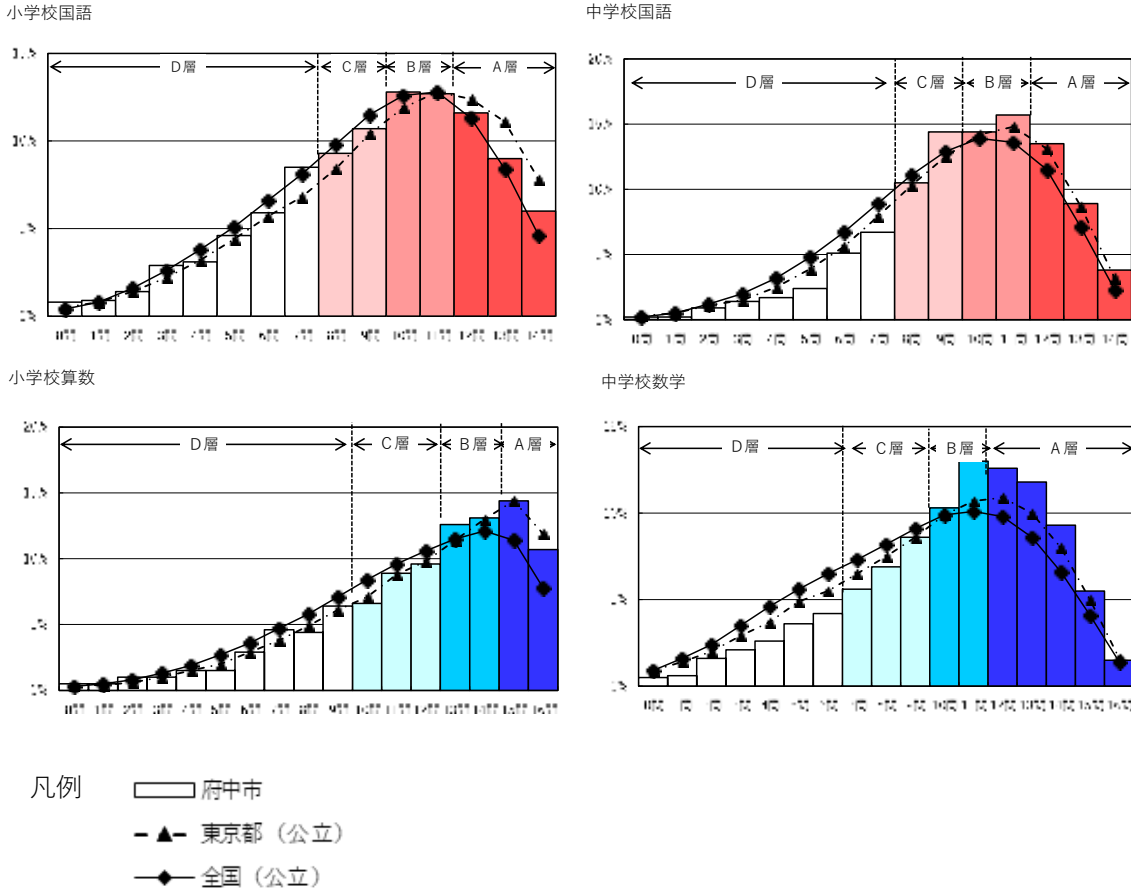
出典：全国学力・学習状況調査

※ Aは主として「知識」に関する問題、Bは主として「活用」に関する問題です。令和元年度（2019年度）から、「知識」と「活用」を一体的に問う問題形式となりました。

※ 平均正答率は、全国については小数点第1位までを公表、都道府県や市区町村については整数位までを公表しています。

※ 理科と英語は、3年に1度程度実施しています（英語は令和元年度（2019年度）から追加）。

グラフ 令和3年度全国学力・学習状況調査における本市の正答数分布



出典：全国学力・学習状況調査

※ 各層は、調査者を正答数の大きい順に整列し、推計した人数比率により25パーセント刻みで4つの層分けを行ったものであり、上位から1番目をA層、2番目をB層、3番目をC層、4番目をD層と呼称したものです。各層の境界値は、東京都を基準に定めています。

表 令和3年度全国学力・学習状況調査における東京都との生徒数分布の比較

小学校					中学校						
教科		D層	C層	B層	A層	教科		D層	C層	B層	A層
国語	府中市	19.6	28.5	25.5	26.6	府中市		18.6	24.9	30.1	26.2
	東京都	18.2	25.6	24.7	31.3	東京都		23.3	22.8	29.0	25.0
	都との差	1.4	2.9	0.8	-4.7	都との差		-4.7	2.1	1.1	1.2
算数	府中市	24.3	25.1	25.7	25.1	府中市		15.2	21.1	23.3	40.7
	東京都	23.6	25.7	24.4	26.3	東京都		21.3	22.6	20.6	35.5
	都との差	0.7	-0.6	1.3	-1.2	都との差		-6.1	-1.5	2.7	5.2

出典：全国学力・学習状況調査

児童・生徒の全国的な体力の低下傾向は、児童・生徒の日常の生活における活力にも影響を及ぼすことが懸念されます。このような中、本市においては、「東京都児童・生徒体力・運動能力、運動習慣等調査」の体力合計点の平均値について、小学生では多くの学年で都平均をわずかに下回っています。一方、中学生の体力は、男女ともに多くの学年で都平均を上回っています。

表 東京都児童・生徒体力・運動能力、運動習慣等調査における東京都との体力合計点の平均値比較

小学校 男子						小学校 女子					
学年	年度	H28	H29	H30	R元	学年	年度	H28	H29	H30	R元
1年生	府中市	29.3	28.5	28.6	28.9	1年生	府中市	28.9	28.9	28.4	28.5
	東京都	29.5	29.6	29.8	29.4		東京都	29.4	29.4	29.7	29.3
	都との差	-0.2	-1.1	-1.2	-0.5		都との差	-0.5	-0.5	-1.3	-0.8
2年生	府中市	36.5	36.5	36.3	36.5	2年生	府中市	37.1	36.5	36.9	36.6
	東京都	37.0	37.2	37.4	37.0		東京都	37.3	37.4	37.5	37.2
	都との差	-0.5	-0.7	-1.2	-0.5		都との差	-0.2	-0.9	-0.6	-0.6
3年生	府中市	43.6	42.8	43.6	41.7	3年生	府中市	43.8	43.2	43.5	43.0
	東京都	43.2	43.5	43.6	43.2		東京都	43.8	43.9	44.0	43.6
	都との差	0.4	-0.7	0.0	-1.4		都との差	0.0	-0.7	-0.4	-0.6
4年生	府中市	48.6	49.3	49.3	49.3	4年生	府中市	50.4	50.0	50.3	49.8
	東京都	49.2	49.2	49.5	48.9		東京都	50.1	50.2	50.4	50.0
	都との差	-0.6	0.1	-0.2	0.4		都との差	0.3	-0.2	-0.1	-0.2
5年生	府中市	54.0	53.9	54.8	54.3	5年生	府中市	56.2	56.0	56.1	55.9
	東京都	54.5	54.7	54.6	54.2		東京都	56.0	56.3	56.2	55.9
	都との差	-0.5	-0.8	0.2	0.1		都との差	0.2	-0.2	-0.1	0.0
6年生	府中市	60.8	59.5	59.6	60.0	6年生	府中市	61.3	61.6	61.6	61.1
	東京都	60.1	60.2	60.3	59.6		東京都	61.1	61.4	61.7	61.1
	都との差	0.7	-0.7	-0.7	0.4		都との差	0.2	0.1	-0.1	0.0

中学校 男子						中学校 女子					
学年	年度	H28	H29	H30	R元	学年	年度	H28	H29	H30	R元
1年生	府中市	33.2	33.2	33.7	32.4	1年生	府中市	43.5	43.5	46.6	45.8
	東京都	32.9	32.9	33.1	32.7		東京都	43.5	43.5	44.6	44.2
	都との差	0.3	0.3	0.6	-0.3		都との差	0.0	0.0	2.0	1.5
2年生	府中市	41.4	41.4	42.8	41.8	2年生	府中市	49.7	49.7	50.5	51.2
	東京都	40.1	40.1	41.3	40.9		東京都	48.5	48.5	49.6	49.6
	都との差	1.3	1.3	1.5	0.9		都との差	1.2	1.2	0.9	1.6
3年生	府中市	47.5	47.5	49.7	50.1	3年生	府中市	52.3	52.3	53.3	52.7
	東京都	47.7	47.7	48.2	47.8		東京都	50.7	50.7	51.8	51.7
	都との差	-0.2	-0.2	1.6	2.3		都との差	1.6	1.6	1.5	0.9

出典：東京都児童・生徒体力・運動能力、運動習慣等調査

※ 原則として、小数点第2位以下で四捨五入しています。そのため、合計値とその差の計は、必ずしも一致しないことがあります。

学校においては、全ての児童・生徒が生き生きと活動し、学べるようにするために、その安全確保が不可欠ですが、市立学校においては、毎年いじめ等の問題行動が発生しています。引き続き、学校における教育相談体制の充実や外部相談窓口の周知の工夫などを通して、本人や他の児童・生徒が相談しやすい環境づくりを推進します。また、いじめを早期に発見できるよう、全ての教職員が、「いじめ」の定義を正しく理解し、一人一人の教職員の鋭敏な感覚により、どんな軽微ないじめも見逃さずに的確に認知していけるよう、校内における研修等を充実させていく必要があります。

表 府中市立小・中学校におけるいじめの認知件数、解消件数及び解消率の推移
 (件)

年度		H30	R元	R2
小学校	認知件数	560	406	201
	解消件数	528	397	157
	解消率	94.3%	97.8%	78.1%
中学校	認知件数	118	151	62
	解消件数	118	150	60
	解消率	100.0%	99.3%	96.8%

出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

※ いじめが解消している状態とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことを満たしていることをいいます。

2 特別支援教育の充実

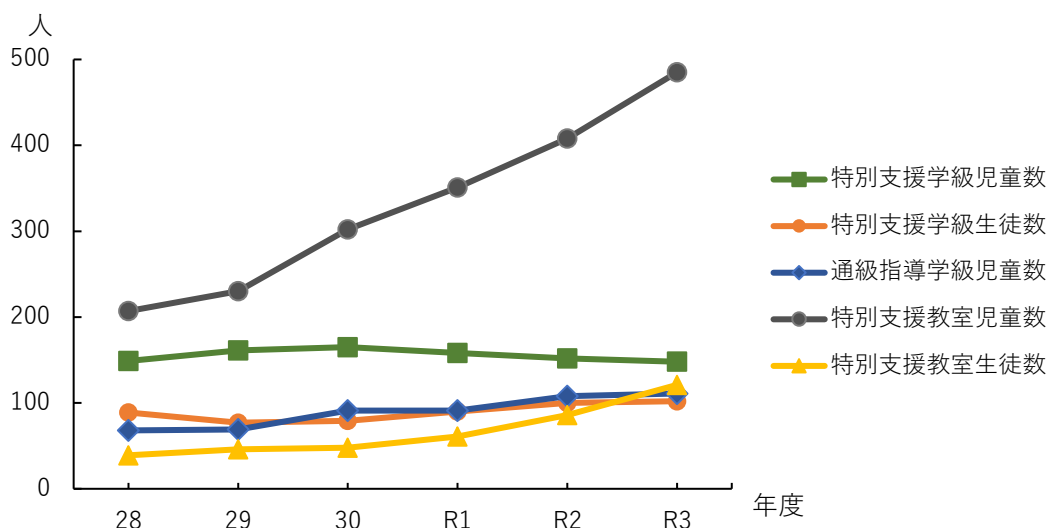
障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった多様な学びの場を整備しています。

特別支援教育への理解や認識が高まっており、また、通級による指導を受ける児童・生徒が増加傾向にあることから、今後は、それぞれの児童・生徒に応じた、きめ細やかな支援を一層充実していく必要があります。

表 特別支援学級、通級指導学級と特別支援教室について

	障害種別	学校数	説明
特別支援学級	知的障害	小学校6校 中学校3校	学習上又は生活上で生じる困難を克服できるよう、指導を受けるために設置
通級による指導	言語障害・難聴	小学校2校	通常学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒が、障害に応じた指導を受けるために設置
	発達障害・情緒障害等	小学校全校 中学校全校	可能な限り多くの時間を通常学級で他の児童・生徒とともに有意義な学校生活を送りながら、それぞれの障害に適した指導・支援を受けるために設置

グラフ 特別支援学級、通級指導学級と特別支援教室に在籍する児童・生徒数の推移



出典：府中市調べ（毎年5月1日時点）

3 学校組織・人材の支援

平成31年(2019年)2月に策定した「府中市立学校における働き方改革推進プラン」に基づき、タイムレコーダー導入による労働時間の把握や学校閉庁日の設定による休暇取得の促進を行うほか、長時間労働となっている教員に対する産業医との面談やストレス・チェックを制度化するなど、労働安全衛生管理体制の充実を図っています。

また、教員の負担軽減を図るため、学習指導・生活指導・特別支援等の学校経営支援員や、副校長及び一般教員の事務作業等を補助する副校長等校務改善支援員など、学校の実情に応じた人員配置ができる体制を整備しています。

しかしながら、依然として長時間労働となっている教員が多数いる現状があり、児童・生徒たちの学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼしている可能性があります。教員の働き方改革は、日々の教育活動の質にも関わる重大な課題となっています。

表 令和2年度(2020年度)における時間外在校等時間45時間を超えている教員の人数と割合

年月	小学校		中学校	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合
R2.4	10	1.5%	0	0.0%
5	0	0.0%	0	0.0%
6	246	36.1%	104	30.6%
7	268	39.3%	153	45.0%
8	30	4.4%	33	9.7%
9	232	34.0%	133	39.1%
10	318	46.6%	167	49.1%
11	192	28.2%	117	34.4%
12	171	25.1%	121	35.6%
R3.1	119	17.4%	48	14.1%
2	200	29.3%	63	18.5%
3	264	38.7%	120	35.3%

出典：府中市調べ

※ 令和2年(2020年)4月と5月は、新型コロナウイルス感染症による臨時休業措置に伴い、他の月と比較すると少なくなっています。

3 施策の方向性と主な取組

1 学習指導等の充実

児童・生徒が新しい時代に求められる資質・能力を身に付け、豊かな人間性が育まれるように、学校における教育内容の充実を図ります。また、生涯にわたって健全な生活を送ることができるよう、心身の健康増進を図るとともに、心の育成を推進します。

主な取組

1-1 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着

■ 小学校・中学校における基礎学力の定着

児童・生徒の学力向上に向けて、「全国学力・学習状況調査」や「児童・生徒の学力向上を図るための調査」に加えて、引き続き、市独自で中学校1年生を対象に中学校入学時の「学習到達度調査」を実施し、児童・生徒の学力の定着状況を把握・分析します。その調査の結果を基に、小学校と中学校における授業改善を推進し、児童・生徒一人一人の基礎的・基本的な知識・技能の定着と伸長に向けた施策を展開します。

特に、算数・数学では習熟度別指導、英語では少人数・習熟度別指導を推進するとともに、基礎的な学習内容を習得するための教材を開発することにより、基礎的・基本的な知識・技能の定着と、思考力・判断力・表現力等の一層の伸長を図ります。

また、基礎・基本を確実に習得するため、家庭での学習も大切となることから、学習習慣を含めた基本的な生活習慣を身に付けることや、保護者に対する家庭の教育力を高める各種啓発を行うほか、一人1台端末を活用したオンラインでの学習機会の提供等、家庭教育の支援の充実も図ります。

■ 課題の解決に向けた実践力を育成する教育の推進

習得・活用・探究という学びの過程の中で、基礎的・基本的な知識を着実に習得しながら、既存の知識と関連付けたり組み合わせたりしていくことにより、学習内容の深い理解と個別の知識の定着を図ります。また、社会における様々な場面で活用できる課題の解決に向けた実践力を児童・生徒に身に付けさせます。

また、持続可能な開発目標（SDGs）に関連した課題を設定した教科横断的な授業や、東京2020オリンピック・パラリンピックをきっかけに生まれたレガシーや地域人材・資源等を活用した学習活動に取り組みます。

■ 英語教育の充実

グローバル化が進展する社会の中で、多様性を尊重して異なる言語や文化を理解し、適切な関係を築いていく力を養うため、英語教育の充実に努めます。

小学校においては、中学校との連携等を通して、効果的な授業方法や教材の工夫などについて指導し、英語教育の充実に努めます。中学校の英語科では、少人数・習熟度別指導を推進するとともに、実際に英語を使用する活動を充実するなど、生徒一人一人の英語力の定着と伸長を図るために、各中学校における授業改善を推進します。

また、引き続き、外国人指導者（ALT）を全ての学校に配置し、授業でのティーム・ティーチングを実施するとともに、英語を使用する楽しさや必要性を体感できる機会として、体験型英語学習施設である「TOKYO GLOBAL GATEWAY（TGG）」を活用するなど、児童・生徒の英語学習の意欲向上を目指します。

1-2 生命を大切に作る心や他の人を思いやる心などを育む教育の充実

■ 人権教育の推進

各学校において、自分と他の人の大切さが認められる学校づくりを進め、教育活動全体を通じて、他の人と共によりよく生きようとする態度や、具体的な人権問題に直面して、それを解決しようとする実践的な行動力などを、児童・生徒が身に付けられる教育活動に取り組みます。

また、本市教育委員会主催の計画的な研修の実施に加え、各学校においても、教員一人一人の人権感覚を高めるための研修に取り組みます。

■ 「考え、議論する道徳」の推進

自他の生命の尊重、規律ある生活など、将来、社会において生きていく上で求められる道徳的価値や、人間としての在り方や生き方に関する意識を深めるために、児童・生徒が主体性を持って、様々な人々と議論したり、協働して解決策を見いだしたりする学習を、積極的に取り入れていきます。

「特別の教科 道徳」においては、「考え、議論する道徳」の授業づくりを推進し、「特別の教科 道徳」以外の各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等においても、それぞれの特質に応じた道徳教育の一層の充実を図ります。

■ 環境保全に対する意識を育む取組の推進

生命に対する畏敬の念や、自然を大切にし、環境の保全に主体的に取り組もうとする態度を養うため、小学校における動物の飼育に関する体験的な活動や学校内外における自然体験活動などの環境教育を推進します。

また、他者と協力して問題を解決していくことを通じて、持続可能な社会の構築に向けて、将来、よりよい環境を創造するための行動ができる実践力を培います。

1-3 健康で安全に生活する力を育む教育

■ 体力向上の取組の推進

運動・スポーツに親しむ元気な児童・生徒を育成するため、全校で体力向上に係る目標や、具体的な取組内容を定めた計画を作成して、基礎体力の向上を図るとともに、体育の授業における授業改善を推進し、様々な運動能力を向上させる効果的な指導に取り組みます。

また、基本的な生活習慣の定着・改善に向けた取組を通して、食育を含めた健康教育を推進します。

■ 学校と地域との協働による体力向上の取組の推進

本市を活動拠点とする様々な競技のトップチームが数多く存在する府中ならではの特徴を生かし、トップチーム等と連携して、スポーツ選手による専門的な指導や選手との交流などを通じて体力向上に取り組みます。

また、運動部活動において、外部指導員（顧問指導員及び技術指導員）の配置を推進し、各競技の指導の充実を図るとともに、指導者の減少や学校における働き方改革や多様化するニーズ等の課題に対応します。

1-4 学びと育ちの視点を踏まえた義務教育9年間の教育課程と指導の充実

■ 小・中連携教育の推進

各中学校区において、児童・生徒一人一人の個性や能力を伸ばし、「生きる力」を身に付けさせ、小・中学校の連携を通して確かな学びと育ちを実現させるため、各学校の管理職のリーダーシップによる小・中学校の連携を進めていきます。また、小・中学校の教員の交流を通じ、互いに学び合い、義務教育9年間で児童・生徒を育てる視点を持ち、各教科・領域での連続性のある指導の実現に向け、小・中学校の教員が一体となって研修等に取り組みます。

■ ふるさと学習の推進

心豊かで、府中への郷土愛に満ちた児童・生徒を育成するために、府中の自然や文化、先人の苦労や偉業について学ぶとともに、府中の人々との触れ合いを通じて、ふるさと府中への新たな認識を実感的に理解させることにより、自然や生命に対する畏敬の念や感動する心、他の人を思いやる心など、他者と共に生きるための豊かな心や態度を育てていきます。

■ 教育資源を生かした教育活動の充実

本市は豊かな自然に加えて、府中市美術館や府中市郷土の森博物館、府中市生涯学習センター、市立総合体育館、市民陸上競技場、市立図書館などの各種文化スポーツ施設が充実しています。これらの教育資源を発達段階に応じて教育活動に活用します。

また、児童・生徒が普段の学校生活では得にくい自然体験や社会体験などの体験活動を行うことで、自立に必要な知識や技能、協調性、連帯感を育めるよう、小・中学校9年間を通した宿泊体験学習の内容の充実や在り方の見直しに取り組みます。

さらに、市内の都立高等学校・特別支援学校や大学、企業・団体等と連携し、教育活動の充実や教員の専門性の向上に取り組みます。本市の教育資源を最大限に活用することにより、児童・生徒の生涯学習活動の素地を育て、「学び返し」の契機としていきます。

2 特別支援教育の充実

児童・生徒一人一人が自身の特性に応じた適切な教育を受けられるよう、特別支援教育推進計画に基づき特別支援教育を推進します。

主な取組

2-1 学習環境の改善と整備

発達障害のある児童・生徒を含む全ての児童・生徒にとって、分かりやすい授業、過ごしやすい教室の整備、活動しやすい学級風土づくりを促進することにより、指導の充実を図ります。

また、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、一人一人の障害特性に応じた学習環境の改善・整備を図るとともに、ICT機器の整備の在り方及び効果的な活用方法等の検討や、障害の程度や心身の状況に応じて医療的ケアも含めた人的支援を行うなど、合理的配慮を提供します。

就学時や進学時など、支援の主体が切り替わる際に、特別な支援を必要とする子供の各発達段階を通じての指導の状況や合理的配慮の状況等を、適切かつ円滑に引き継ぎ、切れ目のない支援を行うことができるよう、保健・医療・福祉などの関係機関、地域、家庭と一層連携していきます。

2-2 交流・共同学習の実施

通常の学級の児童・生徒にとっても、特別支援学級の児童・生徒にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、多様性や互いのよさを尊重し合う大切さを学ぶため、交流及び共同学習を年間指導計画等に位置付けて、計画的に実施します。

また、特別支援学級において、児童・生徒が地域の一員として、生涯にわたり自己有用感を持ちながら生き生きと生活していくことを目指し、様々な体験的な学習や、地域の人々と喜びを分かち合える活動の機会を設定します。

2-3 教員の専門性の向上

特別な支援を必要とする児童・生徒への学びの場や指導体制を充実するため、管理職のリーダーシップの下、特別支援学級と通常の学級の学級担任間や教科担任等との連携による指導体制を整備し、教科等の学習の充実を図ります。また、障害の有無にかかわらず、全ての児童・生徒にとって分かりやすい授業づくりを進めるとともに、ICT機器の活用を含めた合理的配慮の提供を、引き続き進めていきます。

3 学校組織・人材の支援

教員の長時間労働を軽減するとともに、学校が抱える課題に対応できる体制を強化するため、教員の指導力向上、教員の働き方改革推進に努めます。また、各種支援員の適正な配置、外部人材の活用及び学校と地域との連携の強化を推進し、学校の組織力の強化を図ります。

主な取組

3-1 教員の指導力向上

教員の意欲的かつ持続的な成長には、自らの経験を振り返ることを基礎とした学びと、他者との対話から得られる学びが重要となることから、同僚の教員と支え合い、学び合いながら OJT を通じて日常的かつ持続的に指導力向上を図れるよう支援していきます。また、学校管理職のリーダーシップの下、組織的・継続的な校内研修が行われるよう支援していきます。

さらに、本市教育委員会が主催する研修等を充実するとともに、市教育研究協力校の取組を継続し、研究発表会等を通じて成果を広めていく取組も継続していきます。

3-2 教員の働き方改革の推進

ストレス・チェックや長時間労働者への産業医面談の実施など、教員の心身の健康保持や働く環境の改善に資する取組を実施するほか、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。また、教員の業務全般を処理する校務支援システムのカスタマイズや機器の更新・追加、さらには、日常業務についてはクラウドシステムの活用を進めることにより、業務改善を図り、教員の働き方改革を実効性のあるものとします。

3-3 学校の組織力の強化

学校の抱える教育課題への対応や、教員の業務負担の軽減を図るため、学校経営支援員や副校長等校務改善支援員などの学校運営を支援する支援員制度を継続するとともに、より効果的なものとするための検討を進めます。また、教育ボランティアとして協力できる個人や団体を学校支援ボランティアとして配置するなど、地域住民の持つ幅広い経験や知識等を学校の教育活動に取り入れ、地域と一体となって学校を運営していく環境を整えます。

3-4 いじめ防止対策の徹底（学校における取組）

いじめは、児童・生徒の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を及ぼす重大な問題であることから、学校全体でいじめ防止対策推進法に定められた基本的な取組を徹底し、いじめを生まない、許さない学校づくりを進め、全ての児童・生徒が安心して通える魅力ある学校づくりを行います。

また、全ての教職員が「いじめ」の定義を正しく理解した上で、どんな軽微ないじめも見逃さず認知し、迅速かつ組織的に適切な対応を行うことで、いじめの解消につなげていけるよう、教職員の対応力の向上に取り組みます。

あわせて、いじめは子供が教職員や保護者などに相談することで発覚することも多いため、児童・生徒、保護者が、学校に相談しやすい環境づくりを進め、信頼関係をより一層築いていきます。

3-5 地域との連携強化

学校運営協議会（文部科学省が推進するコミュニティ・スクール）又はスクール・コミュニティ協議会（府中版コミュニティ・スクール）の設置を継続し、地域の意見や社会資源を学校経営や教育活動に取り入れるなど、地域との連携強化に努めます。

4 成果指標

指標	現状値 令和2年度	目標値 令和7年度
<p>●全国学力・学習状況調査における正答数分布の状況</p> <p>正答数分布の状況を、東京都を基準とした四分位で分類した際、下位層（学力層CとD）に分類される割合</p>	<p>小6・国語 C層+2.9 ㊦ D層+1.4 ㊦</p> <p>小6・算数 C層+0.7 ㊦ D層-0.6 ㊦</p> <p>中3・国語 C層+2.1 ㊦ D層-4.7 ㊦</p> <p>中3・数学 C層-1.5 ㊦ D層-6.1 ㊦ (R3年度)</p>	<p>減少を目指す。</p>
<p>●全国学力・学習状況調査における東京都平均正答率との差異</p> <p>平均正答率を、本市と東京都で比較したもの</p>	<p>小6 国語-2 ㊦ 算数-1 ㊦</p> <p>中3 国語+2 ㊦ 数学+4 ㊦ (R3年度)</p>	<p>小6 各教科0 ㊦以上を目指す。</p> <p>中3 各教科上昇を目指す。</p>
<p>●個々の実態に即した指導内容・方法の工夫改善の実施率</p> <p>特別支援学級及び特別支援教室において、教育課程に位置付けて指導内容・方法の工夫や改善を実施した学校の割合</p>	<p>86% (R3年度)</p>	<p>100%</p>
<p>●教員1人当たりの1か月の時間外在校等時間</p> <p>教員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の平均値</p>	<p>34時間 (R元年度)</p>	<p>22時間</p>

5 地域・家庭・関係機関等との連携

社会と一体となり、児童・生徒を健全に育成していくため、地域の社会教育関係団体や民間事業者等との協働に積極的に取り組み、学習資源や学習機会の創出等の成果につなげます。

また、市民が各種支援員やボランティアとして、様々な形で学校教育に携われるようにすることで、コミュニティ・スクールの実現につなげていきます。

児童・生徒を健全に育成していくためには、家庭教育も重要となることから、保護者に対して、子供の発達段階に応じて身に付けるべき基本的な生活習慣や、子供とのコミュニケーションの図り方等の学習機会を提供するなど、PTA と協力して家庭教育の主体である保護者の支援に努めます。

施策2 学びの機会を保障するための支援の充実

1 目指す姿

- 心理面や社会・環境面で困難や課題を抱える児童・生徒も、必要な支援を受け、児童・生徒が安心して生活を過ごしています。
- 保護者の経済的負担が軽減され、経済的な理由等により就学や進学が困難な児童・生徒が支援を受け、安心して学ぶことができる環境が整っています。
- 児童・生徒が自ら進んで健康の保持・増進に努めています。

【取組の体系】

施策の方向性

主な取組

1 教育相談・教育支援

- 1-1 就学相談や教育相談の充実
- 1-2 個に応じたきめ細やかな支援の実施
- 1-3 いじめ防止対策の徹底（教育委員会における取組）

2 学びを確保するための経済的支援

- 2-1 就学援助の実施
- 2-2 奨学金制度の実施

3 子供の健康の管理

- 3-1 定期健康診断の実施
- 3-2 保健指導の実施

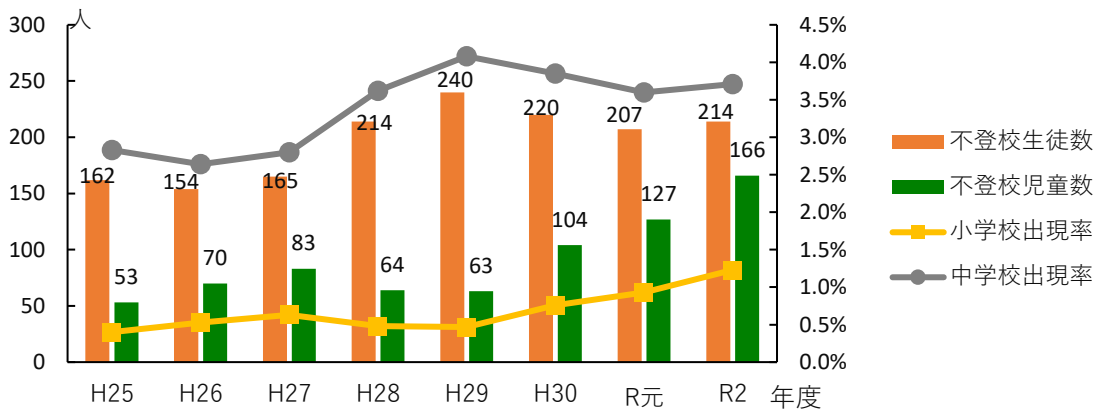
2 現状と課題

1 教育相談・教育支援

全ての児童・生徒の教育の機会を保障するため、全ての学校においては魅力あるよりよい学校づくりを目指していますが、近年は、いじめ、貧困、発達障害や日本語を母語としていない児童・生徒の増加など、個別の対応を必要とする事例が増えています。そのため、心理相談員やスクールソーシャルワーカーが、児童・生徒や保護者からの教育全般に係る相談を受け、学校や関係機関と連携して様々な課題の解決を図っていますが、児童・生徒や保護者がどこにも相談することができず、孤立しているケースも一定数あります。

また、全ての児童・生徒に学習機会と学力の保障が必要ですが、不登校児童・生徒も一定数います。平成25年度(2013年度)以降の本市の不登校児童・生徒の数は、近年では中学校において緩やかな増加傾向にありますが、小学校における増加傾向は顕著です。全児童・生徒数に対する不登校児童・生徒数の割合を見てみると、平成29年度(2017年度)以降、小学校は増加傾向となっており、中学校は横ばいとなっています。また、令和元年度(2019年度)の文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生活指導上の諸課題に関する調査」では、全国での出現率が小学校は0.83パーセント、中学校は3.94パーセントとなっています。本市においては、中学校は全国平均と同程度ですが、小学校は全国平均と比べて高い状況となっています。

参考 府中市立学校における不登校児童・生徒数と出現率の推移



出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

いじめ、貧困、発達障害や日本語を母語としていない児童・生徒など個別の対応を必要とする児童・生徒に対して、きめ細かく対応し、本人や保護者とコミュニケーションを図りながら、関係機関や専門家との連携を深める相談・支援体制を一層充実させていく必要があります。また、全ての学校で魅力ある学校づくりを進めていくとともに、義務教育の機会を確保し、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す体制を構築していくことが必要です。

2 学びを確保するための経済的支援

経済状況により就学困難となることがないように、認定基準以下の収入の児童・生徒の保護者に対して、就学援助費の支給等の必要な支援を行っています。また、高等学校への進学率が約99パーセントに達し、義務教育機関ではないものの、ほぼ全ての生徒が進学していることから、高等学校・大学等へ進学する生徒や学生に対しては、奨学金の給付や貸付を行っています。

近年、国や東京都においても、高等学校等の授業料の無償化など、全ての意志ある生徒や学生が安心して学べるよう、経済的負担の軽減策が充実してきています。一方で、急激な社会変化に伴い、経済状況の先行きが不透明となっており、特に低所得世帯は影響を受けやすくなっています。今後、保護者の経済状況が不安定な年においては、急激に収入が減少した方に対する支援の検討が必要です。

3 子供の健康の管理

生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質や能力を育成するため、健康診断や相談を通じて、児童・生徒の健康づくりに努めています。

近年、児童・生徒のアレルギー疾患が増加しているため、児童・生徒の詳細な情報を把握し、学校生活での安全確保や管理に生かすことが必要です。また、新型コロナウイルス感染症などの様々な感染症に対しても、衛生面での安全・安心を確保していくことが必要です。

3 施策の方向性と主な取組

1 教育相談・教育支援

児童・生徒やその保護者が抱える悩みや課題に的確に対応し、支援につなげることができるよう、学校と教育委員会が一体となって教育相談体制を充実させていくとともに、関係機関とも連携しながら、個に応じたきめ細やかな支援策を充実していきます。

主な取組

1-1 就学相談や教育相談の充実

心理相談員やスクールソーシャルワーカーによる相談・支援を継続するとともに、年々増加する多様な相談に対して適切に対応するため、相談・支援体制の充実を図り、福祉や医療などの関係機関と連携を推進します。

1-2 個に応じたきめ細やかな支援の実施

不登校となった児童・生徒や病気療養、日本語指導を要する児童・生徒などに対してきめ細やかな個別の支援を実施していきます。不登校出現率の低下や不登校の長期化の防止等、教育機会の確保等の取組を進めるとともに、不登校児童・生徒の実態に配慮し、多様な学びの場を提供するため、不登校特例校の設置を含む対策を総合的に検討していきます。また、ICT機器を活用した学習支援など、学習環境の確保に努めます。

1-3 いじめ防止対策の徹底（教育委員会における取組）

市全体として複雑化・多様化するいじめに的確に対応するため、「府中市いじめ防止基本方針」に基づく、いじめ問題解決のための体制の充実を図ります。また、全ての公立学校における基本方針を統一的に定め、各学校の「学校いじめ対策委員会」による組織的な対応等により、校内におけるいじめ防止等の取組を充実させます。

また、いじめは絶対に許されない行為であるということを見童・生徒に浸透させるとともに、教員の対応力の向上を図るため、スクールロイヤーとして活動する弁護士との連携を進め、「いじめ防止授業」やいじめに関する教員研修等を実施します。

2 学びを確保するための経済的支援

経済的理由によって就学が困難となることがないように、必要な支援を行っていきます。

主な取組

2-1 就学援助の実施

経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費、入学準備金、給食費、宿泊学習費などの必要な援助を、引き続き行っていきます。また、援助の認定には、前年の収入を基準としつつも、経済情勢等により急激に収入が減少した方の支援についても充実させていきます。

2-2 奨学金制度の実施

急激な経済情勢の変化や経済的な理由等が、修学の機会や学習意欲に影響を及ぼさないよう、世帯の所得が一定の基準以下である人物・学力等に優れた生徒、学生又はその保護者に対して、入学準備金を含めた奨学金の給付や貸付、入学時初年度納付資金貸付を引き続き行います。

また、留学を通じて海外の文化を学び、グローバル社会で活躍する人材を育成するための海外留学奨学資金の貸付けも行っていきます。

3 子供の健康の管理

児童・生徒が自らの健康状態を把握し、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質や能力を育成していきます。

主な取組

3-1 定期健康診断の実施

児童・生徒の健康増進を図るため、各学校での定期健康診断を通して、疾患の早期発見及び健康づくりの推進に努めていきます。

3-2 保健指導の実施

健康診断の結果を基に、児童・生徒への保健指導を実施していくとともに、学校の保健委員会の活動等においてポスターや掲示物の作成を行い、健康増進の啓発を図っていきます。また、学校医等や地域の協力機関等と連携して、健康に関する講話を実施するなど、健康に対する意識醸成を図っていきます。

さらに、感染症の予防と対応について指導したり、感染症予防対策を講じたりするなどの対策を行っていきます。

4 成果指標

指標	現状値 令和2年度	目標値 令和7年度
●不登校児童・生徒の出現率 全児童・生徒に対する不登校児童・生徒の割合	小 1.23% 中 3.71%	小 0.50% 中 3.00%
●不登校児童・生徒の相談率 不登校児童・生徒のうち、学校内外の機関による相談・指導等を受けた者の割合	70.3%	100%

5 地域・家庭・関係機関等との連携

課題を抱える児童・生徒や保護者に対して、より適切な対応を行うため、学校、市の福祉部門や相談機関などが情報を共有し、連携しながら支援方針を検討していきます。

児童・生徒の健康に関する情報を保護者と学校で正しく共有し、学校生活を安全・安心なものにしていきます。

施策3 子供の学びを支える教育環境の充実

1 目指す姿

- 学校施設の老朽化対策として、校舎等の改築や大規模改修が計画的に進められ、安心・安全な学習環境が整っています。
- 学習環境や職員の執務環境の変化により生じる新たなニーズを的確に捉えながら、児童・生徒が主体的・対話的に学ぶことができ、教職員にとって働きやすい環境が整っています。
- 安全・安心でおいしい給食の提供を継続できるよう、学校給食センターの管理運営を行うほか、食物アレルギー対応食の徹底した管理を実施するとともに、食物アレルギーの事故防止に向け、学校と連携して取り組んでいます。

【取組の体系】

施策の方向性

主な取組

1 学校施設の老朽化への対応	1-1 校舎等の改築 1-2 誰もが利用しやすい学校施設の整備 1-3 地域コミュニティの拠点となる学校施設の整備 1-4 将来の人口動態に対応した学校施設の整備
2 学校施設の整備	2-1 経年劣化に伴う大規模改修 2-2 全市的な施策として短期間で実施すべき大規模改修
3 教育財産の管理と活用	3-1 教材等の整備 3-2 学校施設の維持管理 3-3 子供の安全と安心を支える様々な予防策 3-4 教育関連施設の管理と活用
4 学校給食の運営	4-1 安全・安心でおいしい給食の提供 4-2 学校給食センターの管理運営

2 現状と課題

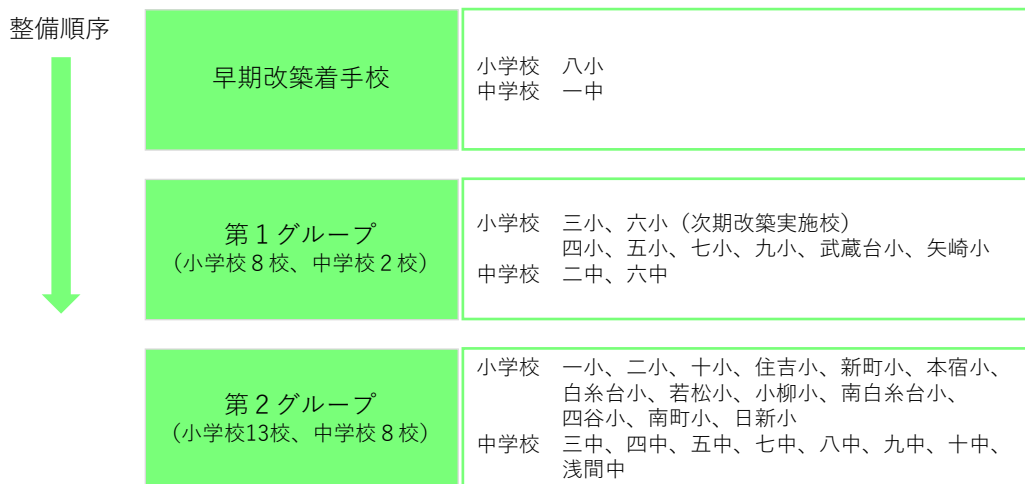
1 学校施設の老朽化への対応

校舎等の学校施設については、児童・生徒が安全・安心な学校生活を過ごすことができるよう、校舎・体育館などの耐震化を実施してきましたが、建築後40年以上経過した建物が7割以上となっていることから、老朽化対策として施設の更新を図るため、「府中市学校施設改築・長寿命化改修計画」を策定しました。当該計画に基づき、学校施設の改築事業を実施することに加え、児童・生徒数の減少が見込まれる学校もあることから、改築校の選定に当たっては、学校施設の適正規模・適正配置の基準となる考え方を整理する必要があります。

2 学校施設の整備

老朽化対策による改築事業の完了時期は、令和32年度(2050年度)を予定していることから、第1グループについては、改築までの間、部分修繕等に取り組んでいます。第2グループとして位置付けている改築事業の実施時期が遅い学校については、児童・生徒が安全・安心な学校生活を送ることができるよう、その間に必要となる大規模改修を実施するほか、社会的な問題や学校現場が抱える問題に対応していく必要があります。

図 学校施設の整備順序におけるグループ分け



参考：「府中市学校施設改築・長寿命化改修計画」令和2年(2020年)2月より作成

3 教育財産の管理と活用

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、児童・生徒一人1台端末の整備計画が大幅に前倒しされ、学校教育を取り巻く環境が大きく変わりました。ICT環境の継続的な整備を始め、児童・生徒の力を最大限に引き出すための学習環境の整備を引き続き行っていく必要があります。

また、学校や教育センターなどで使用している備品等について、耐用年数を超えて使用しているものが多数あることから、機能面や安全上の問題が生じる前に計画的に買換えを行う必要があります。

さらに、様々な教育活動を行う場として、教育センターや八ヶ岳府中山荘の維持管理を行っていますが、府中市公共施設マネジメント推進プランにおいて、教育センターは移転、また、八ヶ岳府中山荘については廃止との考え方が示されていることから、この考え方に沿った施設管理を行う必要があります。

その他にも、児童・生徒を自然災害や事故等から守るため、日常的に施設の維持管理を行うほか、定期的に通学路の点検等を行っていく必要があります。

4 学校給食の運営

学校給食センターでは、食物アレルギー対策のため、専用のアレルギー対応食の調理室を設置し提供するなど、全ての児童・生徒が、安全で楽しく給食の時間を過ごせるよう、学校給食を提供しています。

写真 府中市立学校給食センターの外観



3 施策の方向性と主な取組

1 学校施設の老朽化への対応

学校施設改築・長寿命化改修計画に基づき、計画的かつ着実に学校施設の老朽化対策を着実に実施していくとともに、令和6年度(2024年度)に計画の改定を行うことで、早期改築着手校の整備状況を反映させるなど、PDCAサイクルに基づき、継続的に老朽化対策を推進していきます。

主な取組

1-1 校舎等の改築

学校施設改築・長寿命化改修計画に基づき、学校施設の改築を着実かつ計画的に実施します。

新たな学校施設では、温かみのある落ち着いた空間で安全・安心に生活を送ることができる環境づくりを進めるとともに、児童・生徒が主体的・対話的で深い学びができるよう、多様な学習活動に柔軟に対応できる施設づくりを進めていきます。また、教職員がそれぞれの力を発揮し、互いに連携できるように、教職員にとっても働きやすい施設づくりを進めるなど、新しい時代の学びを実現する学校施設の整備を進めていきます。

1-2 誰もが利用しやすい学校施設の整備

学校を改築する際には、ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー化を行い、学校施設を利用する全ての人にとって優しい学校施設の整備を進めていきます。

1-3 地域コミュニティの拠点となる学校施設の整備

学校施設は、地域住民にとって身近な公共施設であり、生涯学習・文化・スポーツなどの活動の場となるほか、災害時の避難所としても重要な役割を担っていることから、改築の際には、地域利用を見据えた学校施設の整備を進めていきます。

1-4 将来の人口動態に対応した学校施設の整備

改築の際には、将来の人口動態などに応じ、空いた教室を他の用途に転用することや、他の公共施設との複合した施設の建設などについて、関係課と連携しながら継続的な検討を行います。

2 学校施設の整備

大規模改修整備方針に基づき、学校施設改築・長寿命化改修計画で定めた第2グループの学校については、経年劣化に伴う大規模改修と全市的な施策として短期間で実施すべき大規模改修を明確に区別した上で、計画的に改修を実施していきます。

また、改築事業が完了した学校施設については、長期間にわたって安全・安心に使用できるよう、建物の維持管理の手法を従来の事後保全から計画的保全へと転換し、計画的に大規模改修を実施していきます。

主な取組

2-1 経年劣化に伴う大規模改修

経年劣化に伴う不具合の発生により、児童・生徒の安全や学校運営に支障を来す恐れのある、屋上・屋根・外壁改修、空調設備の更新、体育館の床・プール改修などを計画的に実施します。

2-2 全市的な施策として短期間で実施すべき大規模改修

児童・生徒や保護者から、学校トイレなどの改善を求められているため、校舎等のトイレについて便器の洋式化や床の乾式化等の改修を行うほか、感染症対策に伴う改修を計画的に実施します。

3 教育財産の管理と活用

教育環境の充実に資するよう、教材等の計画的な買換えを進め、更新を図っていきます。また、児童・生徒の力を最大限に引き出す学びを実現するため、学習環境を整備していきます。

主な取組

3-1 教材等の整備

教員が授業で使用する教材の購入や、老朽化した備品の買換えのほか、児童・生徒の主体的な学びを最大限に引き出す教育活動を実現するための ICT 環境の整備や、学校図書館の充実など、小・中学校の教材等を常に良好な状態で管理し、効率的に運用していきます。

3-2 学校施設の維持管理

電気設備、給排水衛生設備、空気調和設備、消防設備などについては、各学校で不具合の発生状況や劣化状況が異なることから、法定点検や日常的な維持管理を行う中で劣化状況を把握し、不具合の発生が見込まれる場合には、修繕や更新を行うなど、適切に維持管理を行っていきます。また、備品についても、破損した場合には費用対効果を踏まえ、修繕などの対応を行っていきます。

3-3 子供の安全と安心を支える様々な予防策

登下校中や通学した児童・生徒が事件・事故等に遭わず、安全・安心に学校生活を送ることができるよう、引き続き、学校施設の機械警備や通学路の防犯カメラの管理を適切に行うほか、通学路の点検等を実施していきます。また、災害時に児童・生徒、教職員の安全を守るため、備蓄品の整備を行います。

3-4 教育関連施設の管理と活用

教育センターについては、相談機能の充実と不登校への対応強化を始めとする機能の向上や効率的な施設管理を目指し、移転に向けた検討を進めます。

八ヶ岳府中山荘については、民間宿泊施設等を活用したセカンドスクール（宿泊体験学習）の取組と連携しながら、処分に向けた手続を進めていきます。

4 学校給食の運営

学校給食センターでは、安全・安心でおいしい給食を提供するとともに、学校給食衛生管理基準等に適合した施設の管理運営を行います。

主な取組

4-1 安全・安心でおいしい給食の提供

学校給食衛生管理基準に適合した調理や、学校給食における食物アレルギー対応方針を遵守したアレルギー食の提供を行うことで、安全・安心でおいしい給食の提供を継続し、食物アレルギーの事故防止に向けて、学校と連携して取り組みます。また、感染症の予防に配慮した「新しい生活様式」による給食の在り方や、衛生面を考慮した給食環境の整備に取り組みます。

4-2 学校給食センターの管理運営

学校給食センター衛生管理マニュアルに沿って業務運営を行うとともに、使用エネルギーの削減に取り組むなど、省エネルギーに配慮した施設管理を行います。

4 成果指標

指標	現状値 令和2年度	目標値 令和7年度
●校舎のトイレの洋式化が100%となった学校の割合 便器の洋式化や床の乾式化等改修が実施済みの学校の割合	0%	100%
●タブレットを使用した授業の実施率 タブレットを使用した授業の学年別、教科等別の実施率	未調査	100%

5 地域・家庭・関係機関等との連携

学校施設は、地域住民にとって身近な公共施設であり、生涯学習・文化・スポーツなどの活動の場となるほか、災害時の避難所としても重要な役割を担っていることから、改築事業の設計時には、スクール・コミュニティ協議会を中心とした「新しい学校づくり検討会」を実施します。

通学路の点検を定期的に行い、児童・生徒の安全確保を図っていますが、引き続き学校・PTA・関係機関等と連携して点検を行い、地域の見守りの輪を広げていきます。

学校給食では、食材の品質、味、形状等を確認し、良質な食材を確保するため、保護者も参加する給食用食材選定会を開催します。また、市内の大学で生産された野菜を購入するなど、大学との協働を実施します。

写真 東京農工大学で生産された野菜とそれを具材にした給食（カレーライス）



第5章

計画の推進と進行管理

第1節 連携・協力体制

教育に関する施策を推進していくに当たり、教育委員会と学校、保護者、地域社会や関係機関が情報共有に努め、連携・協力していくことが不可欠です。今後、関係機関との連絡調整や協議の場を必要に応じて設けるなど、関係機関との連携体制を整備していきます。

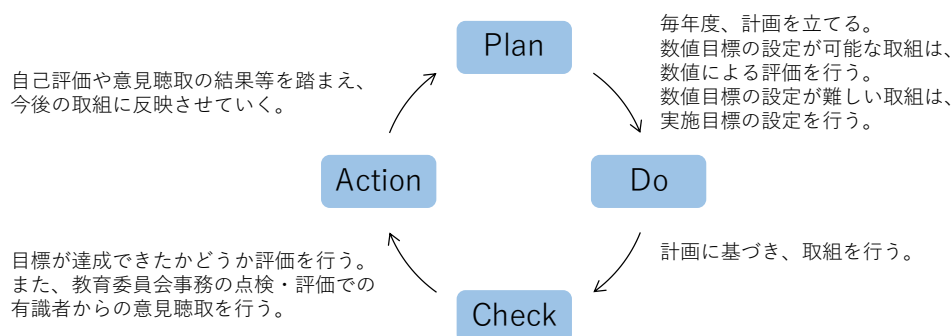
さらに、本市教育委員会として教育施策を推進していくためには、市長部局との連携や協力が求められることから、これまで以上に情報共有と連携・協力をを行い、取組を着実に推進していきます。

第2節 計画の進行管理（点検・評価の実施）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく点検及び評価を、毎年度実施し、計画の進行管理を行っています。また、有識者の意見を直接聞く機会を設定し、点検・評価の結果を公表するなど、教育行政の透明性を確保しています。

計画を着実に推進していくためには、取組の実施状況を適宜把握し、評価・検討していく必要があります。そのため、今回各施策において設定した成果指標を活用しつつ、自己評価を行い、計画が着実に実施されているかを評価していきます。

また、府中市総合計画の施策評価や事務事業評価も活用し、進行管理を行います。



第6章

参考資料

1 府中市学校教育プラン検討協議会

府中市学校教育プラン検討協議会規則

令和2年3月31日
教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例(平成27年3月府中市条例第1号)第9条の規定に基づき、府中市学校教育プラン検討協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、府中市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 府中市立小学校の校長 1人
- (3) 府中市立中学校の校長 1人
- (4) 府中市立小学校又は府中市立中学校の副校長 1人
- (5) 府中市立小中学校 PTA 連合会の推薦する者 1人
- (6) 公募による市民 3人以内
- (7) 府中市の職員 2人以内

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

府中市学校教育プラン検討協議会委員名簿

(選出区分別五十音順・敬称略)

No.	選出区分	氏名	所属・役職	備考
1	学識経験者	高橋 純	東京学芸大学准教授	
2		田中 洋一	東京女子体育大学教授	会長
3		山口 真佐子	桜美林大学特任教授	副会長
4	府中市立小学校の 校長	関 修一	府中第一小学校長	
5	府中市立中学校の 校長	神谷 出	府中第一中学校長	令和3年 5月まで
6		吉田 修	府中第九中学校長	令和3年 6月から
7	府中市立小学校 又は府中市立 中学校の副校長	小林 陽子	府中第五小学校副校長	
8	府中市立小中学校 PTA連合会の 推薦する者	倉林 徹	前 府中第四小学校 PTA会長	
9	公募市民	上村 貴子		
10		菊山 直幸		
11		中村 圭佑		
12	市職員	赤岩 直	府中市教育委員会 教育部長	
13		関根 滋	府中市 文化スポーツ部長	

※ 所属・役職は令和3年(2021年)9月1日現在

府中市学校教育プラン検討協議会開催経過

回数	開催日	内容
第1回	令和2年(2020年) 10月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・教育長あいさつ ・委員紹介 ・正副会長の選出 ・諮問 ・会議の公開等について ・検討体制について ・会議の日程について
第2回	令和2年(2020年) 12月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・現行プランの進捗状況について ・現行プランの課題について ・見直しの方向性について ・計画年数について
第3回	令和3年(2021年) 3月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・府中市学校教育プランの基本理念と子供像の検討 ・施策の分類と成果指標について
第4回	令和3年(2021年) 5月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回協議会でのご意見等について ・素案について
第5回	令和3年(2021年) 7月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回協議会でのご意見等について ・素案について
第6回	令和3年(2021年) 8月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・素案について
第7回	令和3年(2021年) 9月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・素案について
第8回	令和3年(2021年) 9月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申内容の確認について ・答申

2 府中市教育委員会の教育目標

本市教育委員会では、中長期的な目標として、平成28年（2016年）1月に教育目標を設定しています。作成に当たっては、教育基本法や東京都の教育目標、学習指導要領を参酌し、本市独自の内容も盛り込んでいます。

教育目標は、教育行政全般の目標であることから、学校教育分野と社会教育分野から構成されています。

■ 府中市教育委員会の教育目標

府中市教育委員会は、人間尊重の精神を基調とし、学校と家庭・地域の緊密な連携のもと、子どもたちの生きる力や心の豊かさを育む社会と、市民が生涯を通じて自ら学ぶことのできる生涯学習社会の実現を目指し、次の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進する。

子どもたちが、心身ともに健康で知性や感性を磨き、道徳心と体力を育み、人間性豊かに成長することを願い、

- 他者も自分も大切にする、思いやりと規範意識のある人
- 社会の一員としての自覚を持ち、社会に貢献しようとする人
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人

の育成に向けた取組を推進する。

また、市民が生涯にわたり学びの機会を得て、生き生きと暮らすことを願い、

- 学習活動や文化・芸術・スポーツ活動が生きがいとなる取組
- ふるさと府中の歴史や文化を理解し、継承発展させる取組
- 学びの成果を社会に還元し、地域教育力を高めていく取組

を推進する。

3 府中市学校教育プラン 21

平成 15 年度（2003 年度）から平成 25 年度（2013 年度）までを計画期間とした府中市学校教育プラン 21 の、基本理念・育てたい子ども像・施策の体系図は、次のとおりです。



4 第2次府中市学校教育プラン

平成25年度（2013年度）に策定した、第2次府中市学校教育プランは、令和3年度（2021年度）までの8年間の計画となっています。

本プランでは、取組の体系を7つの柱と17の施策に分類し、さらに、プランの各施策を具体的に展開していくため、教育委員会として行うべき具体的な取組を前期4年・後期4年で設定しています。基本理念・目指す子供像、後期の具体的な取組は、次のとおりです。

基本理念

ふるさと府中に誇りをもち、世界に活躍する府中っ子を育てる

目指す子供像

心豊かでたくましい子供

■ 後期4年間における取組

柱	施策	取組名
確かな学力を育てる (知)	基礎的な知識の定着と学習意欲の向上を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・指導方法の工夫改善 ・小・中一貫教育の推進 ・教員の指導力の向上 ・学校の学力向上に対する取組の支援
	課題を解決する力の向上を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・言語活動の充実 ・研究協力校の成果の周知 ・授業改善の取組事例の共有化
	特別支援教育を充実する	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育の充実と体制整備 ・児童・生徒の教育的ニーズに対応する教育の推進
豊かな心を育む (徳)	人権意識を高める	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の推進 ・人権教育推進委員会の設置及び人権教育に関わる授業研究や資料作成の推進
	豊かな心を培う	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育の充実 ・文化施設等を活用した情操教育の推進 ・子どもへの読書推進 ・美術教育普及事業の実施 ・美術教育授業
	社会の変化への対応力を高める	<ul style="list-style-type: none"> ・林間学校 ・セカンドスクール ・児童・生徒の社会に適應する能力の育成 ・中学生の職場体験活動を通じた勤労観・職業観の育成 ・E S Dの理念を踏まえた環境教育の充実

柱	施策	取組名
健やかな体をつくる (体)	体力の向上を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・体力テストの結果分析に基づく体力・運動能力の向上 ・クラブ活動・部活動における外部指導員の活用 ・家庭・地域と連携した総合的な体力向上 ・ジュニアスポーツ団体への学校開放 ・ジュニアスポーツ活動事業補助金
	健康づくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> ・給食における食教育の推進 ・食に関する人材の活用 ・学習指導要領に基づく性教育や薬物乱用防止教育の推進 ・専門家を活用した薬物乱用防止教室の実施 ・栄養教諭や栄養士の授業への参画による食育の充実 ・食物アレルギーの理解を含めた食育の推進
教育環境を充実する	教員の能力を高める	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の能力を高める ・若手教員育成研修及び中堅教員等資質向上研修の充実
	教育環境を整備する	<ul style="list-style-type: none"> ・窓ガラスの飛散防止対策 ・校舎等老朽化対策 ・福祉・医療等関係機関やスクールカウンセラー等相談機能との連携体制の構築による問題行動の未然防止、早期発見及び早期対応に向けた環境整備 ・学校物品の整備
	学校の組織力を高める	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価等を活用した学校経営の改善 ・学校運営の支援による教育の質の向上 ・特別支援巡回チームによる教員への指導方法の助言と研修会の実施 ・スクールソーシャルワーカーによる福祉的視点からの学校支援 ・府中市立小中学校教育研究会への支援
	安全教育を充実する	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者・地域住民が参加するセーフティ教室の実施 ・情報モラル教育の実施 ・学校の地域の防災拠点としての機能の向上及び関係諸機関・地域住民との防災における連携
深める 家庭との連携を	家庭教育の充実を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者と連携した、各校の特色を生かした家庭教育の推進 ・家庭教育学級の実施
	保護者への支援を充実する	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児のための特別支援教育の推進 ・市立幼稚園の開放 ・子育て相談の充実
活用する 地域の教育力を	地域人材の活用を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人材等を生かした特色ある教育活動の充実 ・地域人材の学校支援ボランティアとしての活用
	地域との連携を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・地場食材の使用の促進 ・交流・ふれあい給食 ・府中版コミュニティ・スクールの推進 ・学校・家庭・地域社会が相互に連携した防災体制整備への支援

柱	施策	取組名
心を醸成する 府中を愛する	地域学習の 活性化を図る	<ul style="list-style-type: none">・地域の自然や教育資源を生かした地域学習の推進・地域の伝統文化を生かした教育の推進・地域の施設を活用した児童・生徒の体験的な学習の推進・郷土学習の充実

5 教育委員会事務の点検・評価

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされています。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされています。

令和2年度（2020年度）については、学校教育分野と社会教育分野から合わせて43の取組を取り上げ、評価を行いました。また、43の取組のうち15の取組を、重点的・積極的取組として設定し、有識者の方から意見を聴取しました。

令和2年度（2020年度）に取り上げた取組は次のとおりです。

- 令和2年度（2020年度）における取組の点検及び評価の対象取組一覧
※印のあるもの…重点的・積極的取組

No.	取組名
1	教育委員会活動の活性化
2	教育関連資金の支援
3	教育関連物品の整備
4	※ 学校施設の保全
5	※ 校舎等老朽化対策の推進
6	セカンドスクール及び林間学校の実施
7	幼・小連携による就学前教育の充実
8	学校給食センターでの食育の推進
9	※ 新学習指導要領への移行支援
10	※ ICTを活用した教育環境の充実
11	※ いじめの未然防止、早期発見・早期対応・不登校の未然防止（基礎学力の定着等）、復学への対応
12	※ 学力向上（指導方法の工夫・改善、教員の指導力向上、研究協力校への指導・助言）
13	※ 特別支援教育の充実
14	※ 小・中一貫教育
15	※ コミュニティ・スクールの推進
16	児童・生徒の健全育成（教育相談機能の充実）
17	体力向上を図る取組の推進
18	オリンピック・パラリンピック教育の推進

No.	取組名
19	教職員の労働環境の改善（働き方改革への対応）
20	美術鑑賞教室等の実施
21	青少年音楽祭への参加
22	※ 平和啓発事業
23	講座・セミナー充実、生涯学習フェスティバルの開催
24	市内大学等連携
25	生涯学習サポーター、ファシリテーターの育成
26	生涯学習ボランティアの活動支援
27	※ 家庭教育学級の実施
28	※ オリンピック・パラリンピック等に向けた文化事業の実施
29	スポーツ・レクリエーション事業の実施・支援
30	※ オリンピック・パラリンピック等の気運醸成
31	生涯学習センターの活用とスポーツ施設の整備
32	登録社会教育関係団体の活動支援
33	学校開放の推進と地域コーディネーターの支援
34	郷土の森博物館の活用
35	文化財の保存及び活用
36	市史編さん事業の推進
37	子ども読書活動
38	※ 市立図書館の次期運営に向けた取組
39	美術館の活用
40	美術館での展覧会の実施
41	美術教育普及事業の充実
42	美術館市民ギャラリー等の活用
43	※ 新型コロナウイルス感染症対策

有識者からは、令和2年度（2020年度）については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、多くの事業が中止・縮小となったが、関係機関と連携し、工夫しながら目標に向けて取り組んでいるという意見がありました。

他にも、現在の点検・評価では、過去からの推移と成果指標が明確ではなく、成果と課題の分析を検証することが難しいのではないかという意見がありました。

主な修正点

修正箇所	修正後	修正前	修正理由
1 【34ページ】 「3-2 教員の働き方改革の推進」の1行目	「 <u>ストレス・チェックや長時間労働者への産業医面談の実施など、教員の心身の健康保持や働く環境の改善に資する取組を実施するほか、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。</u> 」	「 <u>教員の心身の健康を保持するためのストレス・チェックや、必要に応じて産業医面談を実施するほか、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。</u> 」	パブリック・コメント手続における意見を踏まえ、より具体的に記載するため、修正したものです。
2 【39ページ】 「参考 府中市立学校における不登校児童・生徒数と出現率の推移」の全体	児童・生徒数及び出現率の数値全体を修正 出典： <u>児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果</u>	出典： <u>府中市調べ</u>	数値及び出典を修正したものです。
3 【49ページ】 「3-2 学校施設の維持管理」の1行目	「 <u>電気設備、給排水衛生設備、空気調和設備、消防設備など</u> 」	「 <u>電気や給排水、消防設備</u> 」	パブリック・コメント手続における意見を踏まえ、建築設備工事の実態に合わせるため、修正したものです。